

美咲町定住促進住宅新築等 補助金のご案内

美咲町では、町内定住者の促進の一環として、「美咲町定住促進住宅新築等補助金交付要綱」をつくりました。

1. 交付対象者

- ① 美咲町に住所を有する方。（新築後に美咲町に転入する方を含みます。）
 - ② 定住を目的として、平成21年1月1日以降に延べ床面積66㎡以上280㎡以下の住宅（併用住宅を含みます。）を建築（完成）した方。
 - ③ 当該年度の固定資産税を完納していただいた方。
 - ④ 美咲町に納入する徴収金等に滞納のない方。
- 上記①から④のすべてに該当する方が対象となります。

2. 補助金の対象

- ① 町が分譲する町営分譲地に住宅を新築した場合
新築した住宅及び宅地にかかる固定資産税
- ② ①以外の場合
新築された住宅にかかる固定資産税

3. 補助金額

当該年度の新築した住宅に係る固定資産税相当額の2分の1の額。
ただし、住宅の新築に当たり、主として町内の建築関係業者又は木材関係業者を利用した場合は、新築した住宅に係る固定資産税額

※「主として町内業者を利用した場合」とは、

- (1) 建築関係業者にあつては、住宅主体部の建築を請け負うこと。
 - (2) 木材関係業者にあつては、住宅建築に要する木材（主要構造部材に限る）が8m³以上で、その内90%以上を町内の木材関係業者から納材していること。
- 上記(1)又は(2)の条件を満たすこと。

4. 交付期間

該当する住宅に係る固定資産税が最初に課税される年度から5年間
平成25年度までに申請のあったものが対象となります。

5. 申請受付開始 平成22年5月1日以降

6. 所定の申請書に下記書類を添付して申請してください。(コピー可)

- (1) 工事請負契約書
- (2) 新築住宅に係る登記簿謄本
- (3) 住宅の平面図
- (4) 工事の竣工写真
- (5) 住民票
- (6) 施工業者等申告書（主として町内業者を利用した場合の）
- (7) 当該年度分の固定資産税納税証明書
- (8) 当該物件に係る課税評価証明書
- (9) その他町長が必要とする書類

